

第

4511
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 6月22日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 飲食交際費の要件

Q：接待交際費のうち5千円までの飲食交際費は、要件を満たせば、接待交際費に含めなくていいそうですが、どのような要件になっているのですか？

A：次のような要件になっています。

【解説】

ご質問の飲食交際費は、交際費等に該当する飲食費のうち、1人当たり5千円以下の飲食費については、期末資本金の額にかかわらず、交際費に含めなくてよいとするものです。

この取扱いの適用を受けるには、次の事項が記載された書類を保存しておかなければなりません。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地(店舗を有しない等で名称、所在地が明らかでない場合は領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、居所又は事務所等の所在地)
- ⑤ その他参考となるべき事項

なお、この書類は、得意先や仕入先その他事業に関係のある者との飲食かどうか(もっぱら自社の役員や従業員の飲食費については、この適用はありません)、1人当たり5千円以下かどうかを確認するための資料ですから、これを改ざんするようなことをしますと、調査で重加算税が課せられることとなりますので、十分注意してください。

